

義務教育施策等に関する提言・要望

義務教育施策等の充実を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 分権型教育の推進について

- (1) 公立小中学校教職員の人事権について、広域的な人事交流の仕組みを構築するとともに、中核市をはじめとする都市自治体に所要の税財源措置と併せて移譲すること。
- (2) 都市自治体が地域のニーズに応じた独自の教育施策を展開することができるよう、学級編制権及び教職員定数決定権等を所要の税財源措置と併せて都市自治体に移譲すること。
- (3) 教育委員会の設置について、選択制を導入すること。

2. 教職員配置等の充実について

- (1) 地域に応じたきめ細やかな指導が行えるよう、少人数学級等の推進に向け、法改正等により学級編制及び教職員定数の標準を見直すとともに、所要の税財源措置を講じること。
- (2) 帰国、入国児童生徒が在籍する学校への教職員配置等の充実を図ること。
また、外国人児童生徒の教育環境が適切かつ平等に保障されるよう、所要の措置を講じること。
- (3) 学校図書館の充実を図るため、専任の司書教諭を適切に配置するとともに、必要な財政措置を講じること。
- (4) 生徒指導等に配慮を要する学校への養護教諭の複数配置を促進すること。
- (5) 食育の推進を図るため、学校栄養教諭等の配置を充実すること。
- (6) 児童生徒の不登校などの問題行動等へのカウンセリング機能の充実のため、スクールカウンセラーを小中学校に適切に配置できるよう配慮すること。
また、児童生徒の家庭環境等の問題を関係機関と連携して解決するべく、スクールソーシャルワーカーを適切に配置できるよう配慮すること。
- (7) 育児短時間勤務の実施に伴い、学校運営に支障を来すことのないよう、学級担任の確保等、常勤教員の補充について十分配慮すること。

- (8) 教員の事務負担を軽減するため、事務職員の配置の充実を図ること。
- (9) 小学校外国語活動の円滑な導入に向け、地域の実態に即した外国語指導助手等の配置を行えるよう、適切な支援策や財政措置等を講じること。
- (10) 不登校など教育上特別の配慮を要する児童生徒に対し適切な指導を行うため、児童生徒支援教員の加配の充実を図るとともに、適応指導教室への支援措置を講じること。

3. 障害児等の学習環境の充実について

- (1) 普通学級に在籍する障害児や、LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥・多動性障害）等の児童生徒に対する特別支援教育支援員等の適正配置など、十分な財政措置を含め、特別支援教育の充実を図ること。
- (2) 特別支援学級における児童生徒の定数の見直しを行うこと。
- (3) 入退院を繰り返す児童生徒に配慮し、院内学級について入級手続きの簡素化を図ること。
- (4) 発達障害の早期発見並びに発達障害のある幼児及びその保護者等への早期支援を図るため、十分かつ適切な財政措置を講じること。

4. 小中一貫教育を推進するため、義務教育学校設置に係る法整備等を早期に行うこと。

5. 小中学校の統廃合に伴う都市自治体の財政負担等に対し、所要の支援措置を講じること。

6. 学校給食費の未納問題に対処するべく、必要な法整備等を行うこと。

7. 要保護児童生徒援助費、特別支援教育就学奨励費等について、超過負担が生じないように、十分な財源を確保するとともに、これら制度の拡充を図ること。

8. 「放課後子ども教室推進事業」及び「放課後児童健全育成事業」について、地域の実態に柔軟に対応した運営を確保するとともに、両事業に係る国の所管を一本化するなど、一体的に推進できる体制に整備し、十分な財政措置を

講じること。

また、両事業に参加する児童やスタッフを対象とした傷害保険制度等を創設すること。

9. 幼稚園就園奨励費について、超過負担が生じないよう十分な財源を確保するとともに、保護者負担の軽減を図るため所得制限を緩和するなど、一層の支援措置を講じること。
10. 幼保一体化等の推進の一環として、幼稚園を指定管理者制度の対象とすること。
11. 子ども農山漁村プロジェクト事業への参加を促す方策を講じるとともに、補助対象要件の緩和及び財政支援の拡充を図ること。
12. 独立行政法人国立青少年教育振興機構が運営する青少年自然の家等について、従前どおり、国の所管により運営すること。
13. 地方文化の振興を図るため、史跡、埋蔵文化財、重要建造物等の保存・整備・調査等について、財政措置の拡充を図ること。